

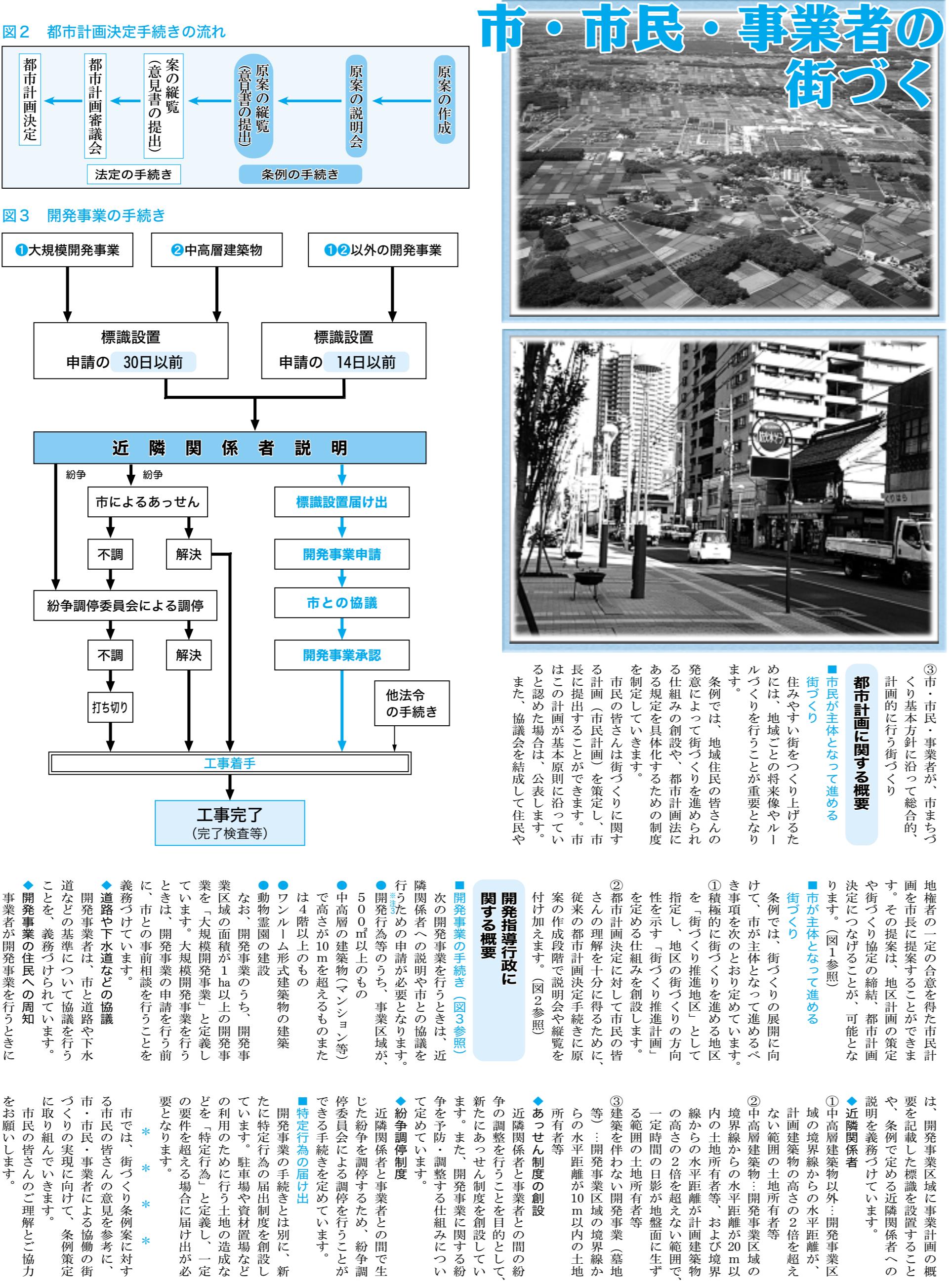


所沢市街づくり条例の制定に向けて  
市民の皆さんのお意見を募集します

市では、市・市民・事業者の協働による街づくりの実現をめざして、都市計画分野の市民参加による街づくりの促進と開発行為などに関する手続きや基準などを定める、所沢市街づくり条例の案を取りまとめました。

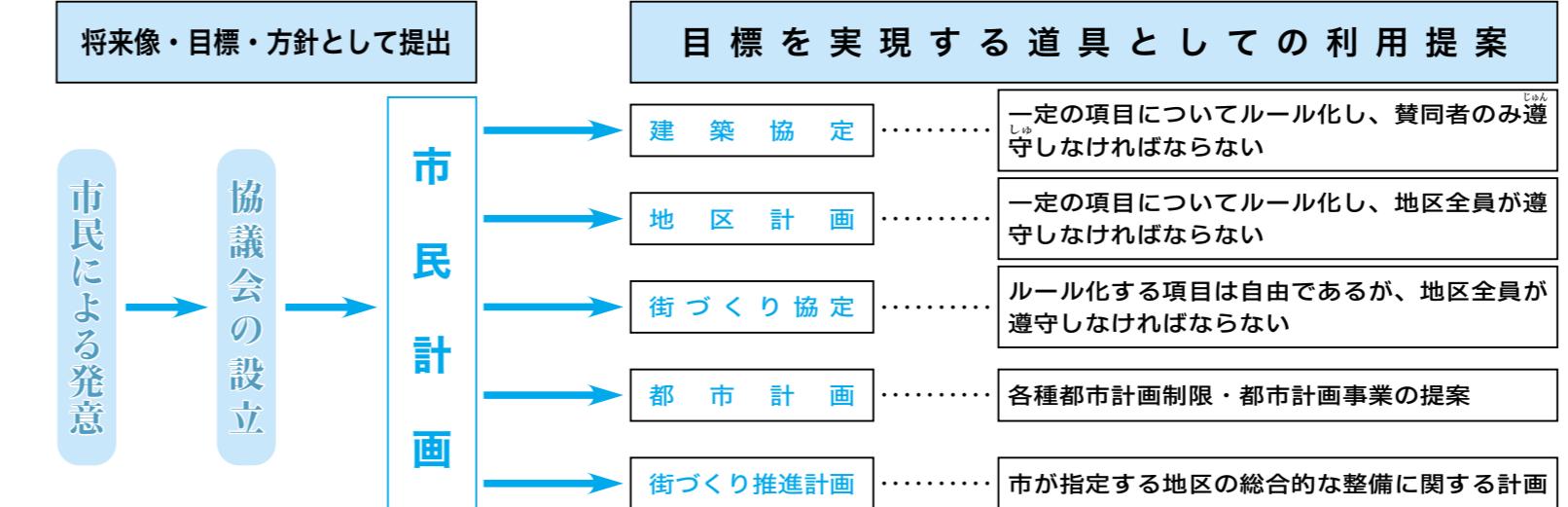
今回は、この条例案をお知らせとともに、さらにこの条例をよりよいものにするため、市民の皆さんからの意見を募集します。

※問い合わせ 都市計画課（☎ 998-9192・fax 998-9163）



A black and white photograph showing a panoramic view of a city skyline. In the foreground, there's a large, open park area with many trees. Beyond the park, a dense cluster of buildings, including several skyscrapers, stretches across the horizon under a clear sky.

## 図1 協議会による計画の提案



## 作成までの経緯

皆さんからの意見を募集します

用語說明

※注1 市民ワークショップとは…  
街づくりなどのテーマを定め、参加した市民の皆さんと一緒に話し合い、課題を見つけ解決策を探り、意見をまとめるなどの作業を、グループで行う

ことをいいます。

## ※注2 協働の街づくりとは…

地方分権時代を迎え、自らの責任による街づくりを進めるために、街づくりの主体である市・市民・事業者の3者が目標、役割、責任を共有しながら

取り組むことをいいます。

**※注3 開発行為等とは…**

都市計画法に定める開発行為（土地の形状変更等）、特定工作物（コンクリートプラント等）の建設ならびに建築基準法に定める建築（戸建や店舗などの建築）をいいます。

卷之三